

《株式会社ネクスコ東日本トラスティ女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画》

女性の職場生活における活躍の推進に関する法律第8条に基づき、次のとおり一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

2. 内 容

目標1 計画期間内において女性社員の育児休業取得率100%を維持するとともに男性社員の取得率10%を目指します。

《対策》

○令和2年4月～

育児休業前後及び育児休業中の社員に対するフォローアップ等を充実させるなど、育児休業からの円滑な職場復帰を支援します。

○令和2年4月～

男性社員が育児休業等を活用促進するため、制度の個別周知や育児休業等の活用に関する意識向上に向けた支援を実施します。

目標2 雇用形態に関わらず、キャリアアップに向けた研修を年1回以上開催し男女とも全員の受講を目指します。

《対策》

○令和2年4月～

雇用形態に関わらず職務ごとのキャリアアップに向けた研修を年1回以上開催し、男女とも全員が受講できるよう、開催日や受講方法について柔軟な対応を行います。

目標3 1人あたりの年間総実労働時間2000時間以下の維持を目指します。

《対策》

○令和2年4月～

年次有給休暇の計画的な取得及び定時退社の奨励等により、労働時間の削減を図ります。

目標4 女性の活躍推進のために必要な施設や設備を、社員の意見や要望、職場の実情を踏まえて設置し、又は充実させ、より快適な職場環境を整備します。

《対策》

○令和2年4月～

職場の意見を踏まえ、女性専用の休憩室及び更衣室等の施設を充実します。

目標5 非正社員から正社員への転換制度を積極的に運用します。

《対策》

○令和2年4月～

正社員への転換を希望する非正社員に対し、正社員転換制度について周知する等、キャリアアップに向けた支援を行います。

≪女性の活躍に関する情報公表≫

公表項目	公表数値
係長級にある者に占める女性労働者の割合【R5. 3. 31 時点】	24.4%
男女の平均継続勤務年数の差異【R5. 3. 31 時点】	
正規雇用労働者	女性： 6.80 年 男性： 7.25 年
非正規雇用労働者	女性： 4.40 年 男性： 7.17 年
すべての労働者	女性： 4.64 年 男性： 7.23 年
男女の賃金の差異【対象期間：R4. 4. 1 ～ R5. 3. 31】	
正規雇用労働者	77.8%
非正規雇用労働者	41.5%
すべての労働者	36.7%

【男女の賃金の差異の主な理由】

- 正規雇用の男女の差 ⇒ 男性は女性よりも管理職層（一般社員より高い賃金水準）が多いため差が生じている。
- 非正規雇用の男女の差 ⇒ 男性は正規雇用者と同種業務（正規雇用者に近い賃金水準）に従事する人数が多く、女性は同種でない業務（同種業務より低い賃金水準）に従事する者が多いため、賃金の差が生じている。
- 全労働者の男女の差 ⇒ 正規雇用者と同種でない業務に従事する女性の人数が多いため、賃金の差が生じている。

以 上